

一般社団法人大阪電気通信大学友電会 社員選考規程

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人友電会(以下「本会」という)の定款第9条第2項に基づき、社員の選考について必要な事項を定める。

(定数)

第2条 社員の総定数は、本会定款第8条に規定する基準に基づく。

2 正会員数は、社員の選出が行われる年の4月1日現在の数を基準とする。

(社員選考委員会)

第3条 社員を選考するため社員選考委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会は、5人で構成する。

3 会長が社員の中から委員長を推薦し、理事会の承認を経て選任する。

4 委員長は、役員から2人、役員以外の社員から2人を委員として指名する。

(選考方法)

第4条 社員総会で会員の多数の意思が適正に反映されるように、社員候補者は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 会員の推薦者2人以上から推薦された者

(2) 各支部長、ならびに当該支部長がその支部から推薦した者

(3) 委員会が推薦する者

(手続き)

第5条 前条(1)について、被推薦者は所定の推薦用紙に必要事項を記入のうえ、所定の受付期間内に事務局経由で委員会に提出しなければならない。

第6条 委員会は、推薦された者について、卒業年度、居住地域等を考慮し、社員構成の均衡を図りながら選考を行う。

第7条 選考された社員候補者は、理事会の承認を経て社員として選出され、会長が社員総会で報告する。

第8条 この規定の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規定は、令和元年12月9日から施行する。

2 この規定は、令和3年12月5日から施行する。

3 この規定は、令和5年8月5日から施行する。

4 この規定は、令和7年9月20日から施行する。